

原議保存期間3年
(平成28年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
各方面本部長

警察庁丁暴発第221号
平成24年8月23日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

都道府県暴力追放運動推進センターに対する財政支援について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が平成24年8月1日に公布された。

改正法により、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)は、指定暴力団等の事務所使用差止請求をしようとする付近住民等から委託を受けたときは、一切の裁判上又は裁判外の行為をすることができる制度が創設された(改正法第32条の4第1項。当該規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。)

都道府県センターが国家公安委員会の認定を受けるためには、差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有することが必要とされており(改正法第32条の5第3項第3号) 訴訟費用その他差止請求関係業務を適正に遂行するための経費が確保できていると認められなければならない。

よって、各都道府県警察においては、各都道府県センターを財政面で支援するため、その活動について積極的に広報を行い、都道府県民の理解と協力が得られるよう努めるほか、都道府県知事部局及び関係市町村に対し、事務所使用差止請求関係業務の運用に要する費用(訴訟費用、弁護士報酬その他の実費)を支出することが可能となる財源を確保するため、補助金等の必要な予算措置が講じられるよう働き掛けを行うなど、都道府県センターに対する財政支援について特段の配慮をされたい。